

予定建築物等以外の建築等許可通知書

住 所

氏 名 様

横浜市長



年 月 日に申請のありました予定建築物等以外の建築物（特定工作物）の新築・新設・改築・用途の変更（受付番号第 号）については、次の条件を付けて許可しましたので、横浜市都市計画法施行細則第15条の3第3項の規定により通知します。

条 件	
開発許可の年月日及び番号	横浜市 指令 第 号 年 月 日 開
土地の所在及び地番	
予定建築物等の用途	
新築・新設・改築・用途の変更後の建築物等の用途	
都市計画法第34条の該当する号及び理由	
新築・新設・改築・用途の変更の理由	

(備考)

- この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、横浜市開発審査会に対して審査請求をすることができます。
なお、その理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合は、行政不服審査法による不服申立てをすることができません。
- この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、横浜市（代表者 横浜市長）を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。
なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 上記1及び2の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。
なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。